生活系廃棄物(家庭ごみ)の持ち込み方法

1. 持ち込み条件

持ち込みできるごみ	宮崎市、国富町、綾町内の家庭から発生したごみ
持ち込みできる方	ごみの排出者本人(同居している親族を含む) 一般廃棄物収集運搬許可業者
持ち込みできる車両	自家用車、軽トラック、レンタカーなど

2. 生活系廃棄物(家庭ごみ)の受入基準

搬入施設	家庭ごみの種類		受入基準	例
焼却施設	燃やせるごみ		1m以内	生ごみ、紙くず、プラスチック製品
	剪定枝、木材		長さ1m×直径12cm以内	
リサイクル施設	可燃粗大ごみ		4m×1m×0.8m(厚さ12cm)以内	たんす、学習机
	剪定枝、木材(1m以上)		長さ4m×直径12cm以内 または、長さ2m×直径30cm以内	
	燃やせないごみ 不燃粗大ごみ		2m×1m×0.8m(厚さ5mm)以内	ガラスコップ、傘、扇風機
	資源物	金属類	2m×1m×0.8m(厚さ5mm)以内 錆、腐食のひどいものは燃やせないごみ	電子レンジ、フライパン
		缶、ビン	きれいに洗うこと 錆、腐食のひどいものは燃やせないごみ	
		ペットボトル	きれいに洗い、フタとラベルは外すこと 汚れているものは燃やせるごみ	
		プラスチック製容器包装	きれいに洗うこと 汚れているものは燃やせるごみ	ペットボトルのフタ、ラベル、弁当がら
		古布・古紙	再資源化できる状態であること 汚れているものは燃やせるごみ	新聞紙、雑誌
	その他資源物		蛍光管、乾電池、水銀式体温計、大型金属類(板厚5mm以上)など	
最終処分場	埋立ごみ※	ブロック等	最大長30cm程度	ブロック、瓦、レンガ、漬物石
		スレート等	最大長2m程度	波板スレート、コロニアル

※エコクリーンプラザみやざきに搬入できる埋立ごみは、宮崎市のご家庭から発生したものに限ります。国富町、綾町から発生した埋立ごみは各町役場にご相談ください。

3. 持ち込みできないごみ

家電リサイクル法対象製品	エアコン（室外機含む）、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機など
PCリサイクル法対象製品	パソコン本体、デスクトップ型、ノート型、モニターなど
自動車リサイクル法対象製品	自動車及びその部品（タイヤ、シート、バンパーなど）
二輪車リサイクル法対象製品	バイク、原付など
適正処理困難物	ピアノ、危険物（農薬、劇薬、毒物、灯油等）、太陽熱温水器（天日）、電気温水器、太陽光温水器、ソーラーパネル、太陽光発電設備、土、石、砂、ボタン型電池、バッテリー類、ガスボンベ、オイルヒーター、消火器、タイヤ、漁網、海洋ブイ、仮設トイレ、鉄筋入りコンクリート、船、液体、鍵の開かない金庫、中身が入っている缶・びん等、家庭用ポータブル蓄電池、充電式電池、注射針など
産業廃棄物	事業活動に伴い発生した廃プラスチック類、金属類など
分別されていないもの 受入規格外のもの	燃やせるごみと燃やせないごみが混在しているもの 受入基準を満たさないものなど

4. 注意事項

◯場内は安全確保、事故防止のため、徐行運転（20 km以下）にて走行をお願いします。また場内標識を必ず遵守してください。

◯ごみの種類によって荷降ろし場所が異なりますので、搬入にあたっては、必ず分別した状態で搬入ください。

◯搬入者が積載しているごみの詳細を説明できるよう責任をもって搬入ください。 必要に応じて、身分証等の提示を求める場合があります。

◯車両の損傷等トラブル防止のため、原則搬入者自身で荷降ろしをしていただく必要がありますので、荷降ろしができる人数でご来場ください。

◯規格内の木の根や草であっても、多量の土等が混ざっている場合には、持ち帰っていただきます。

◯ごみピットに投入した廃棄物を取り出すことは極めて困難です。貴重品等が誤って混入していないか、よく確認して搬入ください。

◯持ち込み可能なごみの数量、重量等については、原則制限はありませんが、畳、自転車等の粗大ごみについては施設運営の都合上制限を設ける場合があります。当該廃棄物を多量に搬入される場合には、事前に宮崎市環境施設課（TEL:0985-30-6511）に連絡をお願いします。

◯搬入の際に、ごみを入れる袋、入れ物等に指定はありませんが、透明袋や中身が見える入れ物等でお持ち込みいただきますようご協力をお願いします。

5. 持ち込みを断る場合

○他人の廃棄物を搬入した際に、排出者本人の同乗がなく、排出場所が確認できない場合

➤他人のごみを許可なく運搬することは法令違反となる可能性があるため、持ち込みをお断りさせていただきます。ごみの排出者本人がお持ち込みいただくか、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼してください。ごみの排出者本人が亡くなられた等、やむを得ず本人以外が持ち込まなければならない場合は、事前に宮崎市環境施設課(TEL:0985-30-6511)に連絡をお願いします。

○宮崎市、国富町、綾町域外で発生した廃棄物を搬入した場合

➤ごみの排出場所を管轄する市町村にお問い合わせください。

○分別がされていない場合

➤エコクリーンプラザみやざき施設内でごみを分別しながら降ろすことは、渋滞発生のおそれがあるためできません。一度お持ち帰りいただき、分別をした後に再度お持ち込みください。

○事業者の作業によって発生した廃棄物を搬入した場合

➤事業者の作業によって発生した廃棄物は、作業を行った事業者に処理を依頼してください。

(例)リフォーム業者にご自宅の畳の張り替えを依頼し、張り替え後の不要となった畳はリフォーム業者のごみ(事業系廃棄物)として処分していただく必要があります。

6. 施設案内図

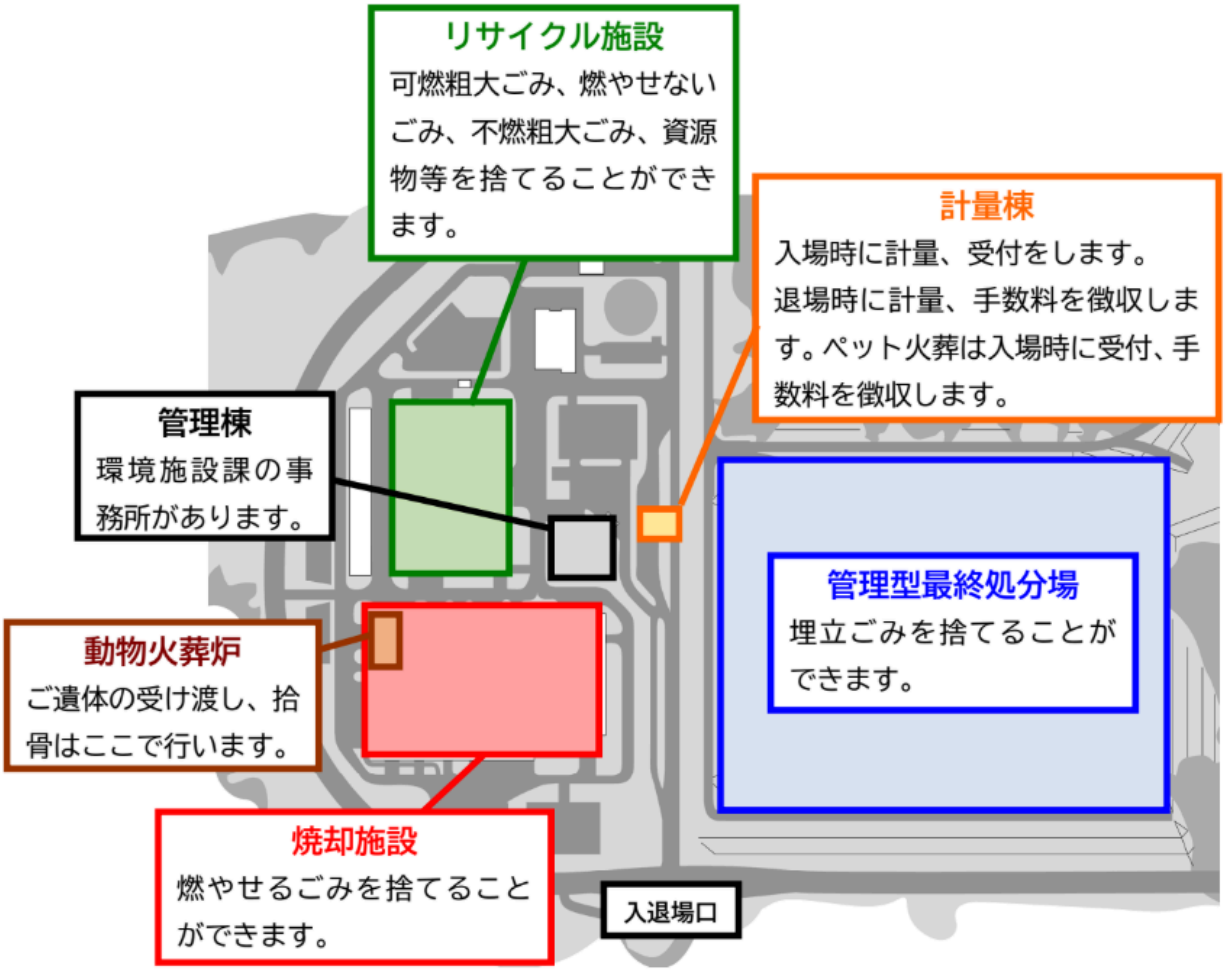

※場内は安全確保、事故防止のため、徐行運転（20 ㎞以下）にて走行をお願いします。
また、職員の指示には必ず従うとともに、場内標識を必ず遵守してください。